



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

Vol. 09 No. 535

2010年10月19日(火)

生物多様性条約第10回締約国会議ハイライト

2010年10月18日(月)

午前の総会では、開会の挨拶と会議の概要について話し合われた。午後は、ワーキンググループ I (WG I) では、内水域、山岳部、海洋・沿岸域の生物多様性について議論された。ワーキンググループ II では、以下について議論された：2010年の生物多様性の目標に向けて、地球規模生物多様性概況 (GBO)、改訂戦略計画、生物多様性の目標と指標。ABS に関する非公式協議グループ (ICG) 会合が短時間開催され、小グループでの議論に引き継がれた。

開会総会

伝統芸術のパフォーマンスが催され、デヴァ・ヨーコの篠笛 (日本式フルート) と劇団かかし座の手影絵が行われた。JOCHEN FLASBART 氏が COP9 議長の代理として開会宣言を行い、2010年の生物多様性目標が達成できなかったことに触れ、戦略計画と国際的な ABS 体制の最終化を求めた。その後同氏は、日本の環境大臣の松本龍氏に COP 議長の座を譲った。

COP10 の松本議長は、今、生物多様性を保存するために重要な時であると述べ、新しい現実的な世界的目標と国際的な ABS 体制の設定を求めた。愛知県知事の神田真秋氏は、COP10 でポスト 2010 年目標と国際的な ABS の体制を採択することを希望すると述べた。名古屋市長の河村隆氏は、自然と共生する生活を行う上での、自治体と市民の役割の重要性を強調した。

UNEP 事務局長の ACHIM STEINER 氏は、MEAS の並列的なガバナンス・事務管理の構造の短所の解決に取り組んでいることを表明し、COP10 が多国間協調主義の成功への鼓舞となる得ることを強調した。

CBD 事務局長の Ahmed Djoghlaif 氏は、戦略計画や ABS 議定書について議論されている COP10 は、国連の歴史上、持続的開発のための生物多様性に関する最も重要な会合であるとした。

参加者は、その後、日本政府が用意したビデオを鑑賞し、COP10 名誉大使の MISIA の「Life in Harmony」を聞いた。

本会合の構成に関して： 代表団はアジェンダと本会合の構成に関して採択し (UNEP/CBD/COP/10/1 and Add.1)、Snežana Prokić 氏 (セルビア) を会議の報告者として、Cosima Hufler 氏 (オーストリア) と Damaso Luna 氏 (メキシコ) をそれぞれ WG I と WG II の共同議長として選出した。代表団は、COP 11 まで、評価の規模に関して中断中の資金ルールの検討を延期することを合意した。

報告書： 代表団に下記報告書が提出された。 <責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書の採択を含めた、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 (COP/MOP 5)、GEF に関する報告書



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

(UNEP/CBD/COP/10/6)、Article 8(j)と SBSTTA に関するワーキンググループの会期間会合、実施のレビューに関するワーキンググループ(UNEP/CBD/COP/10/2 to 4) > これらの勧告は、関連したアジェンダ項目で決定草案として検討される予定である。

ABS の作業グループの共同議長である、Fernando Casas 氏（コロンビア）と、Timothy Hodges 氏（カナダ）は、ABS の交渉内容を照会した。同氏らの勧告に従い、総会は適切な場合に法的事項のドラフティング・グループの設定を含む、Casas 氏と、Hodges 氏を共同議長とするオープンエンドの ICG の創設を承認した。この ICG は、2 つのワーキンググループと平行して開催され、議定書と COP 決定の両方に関して交渉による最終化が目指される。当内容は、10 月 22 日（金）に総会で報告される予定である。

事務的事項および予算： AHMED DJOGLHAF 氏は、会議の事務的事項と予算について説明した (UNEP/CBD/COP/10/7 AND ADD.1)。提案されている予算増加の幅が非常に小さいことに注意を促し、同氏は（予算の）ゼロ成長や、インフレ率での増加であってはならないと強調した。その後、総会は AMB. CONRAD HUNTE 氏（アンティグア・バーブーダ）を議長とする予算に関するコンタクトグループを設置した。当内容は 10 月 22 日（金）に総会で報告される予定である。

ワーキンググループ I

内水域： Hufler 議長は、決定書草案について説明し、括弧書きのついた、水の安全保障に関する言及のみが唯一のペンディング項目であるとコメントした。スイスは、水の安全保障を「生態系サービスに対する（“for ecosystem services”）」ものとするよう提案した。ブラジルは、水の安全保障を「自然資源」、「水供給」、「持続的な水供給」、「水資源の持続的利用」、「水質と水の入手可能性（availability）」など、文脈に応じて表現するよう提案した（カナダとアラブ諸国を代理してエジプトが賛成）。ラムサール条約では、代表団が水の安全保障に関する用語の定義については合意しており、様々な類義語で置き換えないとことに賛成したと示唆される。アフリカグループを代表してコンゴ民主共和国は、「生態系サービスのための水」を提案し（ニュージーランドが賛成）、これが戦略計画に反映されるべきであると強調した。

ノルウェーは、内水域の生態系システムの価値を国民経済計算の上で考慮することを提案し、内水域の生態系の保全と再生の重要性を強調した（カナダが賛成）。EU は保全と再生の努力は、生物多様性のための水の安全保障を担保することで、強化されるべきだと提案した。

山岳部の生物多様性： Hufler 議長は、決定書草案を照会し、SBSTA14 は、括弧書きなしで提出したと述べた。スイスは、保全回廊（corridor）の設定においては、侵略的外来種の蔓延を防止する必要性を考慮すべきであると提案した。ブラジルは、決定（decision）の全般において、山岳部の生物多様性の保全と持続的利用について言及しつつ、利益配分（benefit-sharing）への言及を含めることを提言した。中国は、特に、山岳部の生物多様性に関する長期的な視点と生態系アプローチの観点で、国の現実の状況について言及すべきとした。

海洋の生物多様性： フィリピンは違法・無報告・無規制（illegal, unreported and unregulated : IUU）の



漁業に関する法律執行機構を、国家的・越境的スケールで強化し、これを担保する資金メカニズムを創設するよう要請した。ノルウェーは、ロンドン条約と海洋投棄に関する議定書における、海洋の富栄養化に関する決議に基づいた、各国政府の行動の要請を提案した。

ノルウェーはまた、生態系上・生物学上重要な地域 (EBSAs) の特定は、地域の適切な機関が行うべきとし、EBSAs の特定は「科学的でテクニカルなステップのみが必要であり、政策的・管理的機能はない」ということを明らかにすることを望んだ。メキシコは、国連総会の海洋の生物多様性に関するワーキンググループが、国家管轄権外の地域 (Areas Beyond National Jurisdiction : ABNJ) における EBSAs の特定と指定に関して中心的な役割を担っていることを改めて表明した (ブラジル賛成)。また、ABNJ において、EBSAs に関する CBD 版の地球規模インベントリを作成することに反対した。EU はこれに対して地球規模科学インベントリ (global scientific inventory) の創出を支持し、GEF が資金拠出をすべきと提案した。

ノルウェーとブラジルは、ABNJ における海洋保全地域 (marine protected areas : MPAs) の指定を目指すプロセスへの言及を削除することを提案した。EU は作業プログラムと戦略計画の整合の必要性を強調した。アルゼンチンは、CBD と UN Framework Convention on Climate Change の合同専門家ワークショップの開催を支持した。日本は、決定書草案のオキアミに関する記述を全て削除すべきであると提案した。

ワーキンググループII

2010 年目標と GBO に関する進展： 代表団は、戦略計画の実施、2010 年生物多様性目標に向けての進展、GBO 3 (UNEP/CBD/COP/10/8 and Add.1) の主要なメッセージに関するプロGRESSレポート、決定書草案について議論した。

メキシコ (ブラジル、マレーシアが賛成) は、途上国において資金が不足していること、CBD の 3 番目の目的である、利益配分 (benefit-sharing) に関する進展がないことを述べた。

メキシコ、ブラジル、エクアドル、インド、マレーシアは、CBD とのシナジーを達成するため、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) と連携をとるという記述の括弧書きを外すことを支持した。カメルーンは、アフリカグループを代表し、ABS に関する国際的な体制の欠如が生物多様性に負の影響を及ぼしてきたと述べた。EU は、生物多様性の損失を止めるため、パートナーシップを通じた今後 10 年間の一層の努力を求めた。ニジェール共和国は、2010 年目標は「部分的に達成された」のではなく、「まだ達成されていない」と述べることを求めた。

オーストリアは、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs) は、自然資源と生態系を持続的に管理することによっており、国家生物多様性戦略と行動計画 (National Biodiversity Strategies and Action Plans : NBSAPs) がその点で主要な手段だと述べた。カナダは、生物多様性の主流化の重要性を強調し、その点で、CBD が UNEP その他機関の作業と重複しないよう求めた。FAO は業務における生物多様性の主流化を約束した。国連大学は、新しい戦略計画と COP ガイダンスに基づき、包括的な NBSAPs をいかに開発するかを、提言した。

改訂戦略計画、目標、および指標： 戦略計画のミッションに関する 2 つのオプションに関して、ニュージ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

ーランド、アイスランド、タイは、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動をとる1つ目のオプションを支持した。これは、生物多様性、再生された生態系、生態系サービスへの圧力を減少させるためである。アフリカグループは、十分な資金が確保されるという前提において、2020年までに生物多様性損失を停止させる行動をとるという、2つ目のオプションを支持した。

CBD アライアンスは、2020年目標は、生物多様性損失を止めるためのものであるべきとし、資金源の動員と国際的なABS体制の採択次第であると述べた。中国は、2020年目標は科学に基づくべきであると述べた。ノルウェーは、生物多様性損失を止め、助成金、森林、漁業、淡水の目標に関して言及した戦略計画のために、強力な科学的基盤を要請した。ジャマイカは、戦略計画を実行するための追加的なメカニズムの開発が財務的に有する意味合いと必要性に関して、留保を表明した。

EU は、戦略計画は、条約間の国際的ガバナンスを高める上で、効果的で柔軟なフレームワークであると述べた。コロンビアは、地域的な協力と財政的・技術的サポートの強化を求めた。南アは、戦略計画実施のための追加的な資金源を求めた。ブラジルは、改訂戦略計画と資源の動員戦略の繋がりを指摘した。IUCN は、破局的な転換点を避けるため、生物多様性損失を止める緊急な行動が必要であると述べた。

Luna 議長は、コンタクトグループが火曜日に開催されると発表した。

ABSに関する非公式協議グループ： ICGはプロセスを進展させるため会議を持ち、次を合意した： 遵守に関する小グループ（第13条）は午後の残りの時間で協議する； 他の制度との関係を検討する小グループ（第3条 bis）は午後に協議し； ICGは火曜に進捗をレビューする。

遵守（第13条）： このグループは、共同議長の Sem Shikongo (ナミビア) と Alejandro Lago (スペイン) が作成した文書をベースに、チェックポイントの概念に関する議論を行った。チェックポイントは事前のインフォームドコンセント (PIC) を獲得したかどうか、相互合意の条件 (MAT) が確立されているかどうか、さらに遺伝資源の利用に関する情報、特に入手可能であれば、認可または国際的に認定された遵守証明書などの情報を収集することとし、さらに取得した情報を ABS の適格な国内当局に渡すこととする。参加者は、次の問題に関し意見を交換した： チェックポイントを通過する遺伝資源で、国内で利用されるため、あるいは PIC が要求されないため、議定書の範囲外のもの； 提供国の法律違反の申し立てに焦点を当てる必要性； 第12条（国内法の遵守）および第14条（MATの遵守）との結び付き； どの当局が取得した情報を受け取るべきか。

廊下にて

印象的な開会セレモニーと活発な総会に続き、代表団はただちに、多様で複雑で非常に関連しあった議題に取り組んだ。あるベテランの交渉官は「これほど差し迫って意見を述べることはなかった」と述べた。9月のモンリオールのABS会合の以後、ABS交渉が時間どおりに行かないことが心配されたが、何人かの代表団は「皆が結論を出すことを決意しているように見える」と名古屋での進展をみて驚きを表明した。

廊下と会議場の双方で、会議の成功はパッケージとして扱われるだろうと公言されていた。生物多様性



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

条約が発効してほぼ 20 年が経過し、途上国世界は、条約の 3 番目の目的である利益配分を実現するため、ABS 議定書を必要としている。ABS での現状打破が達成されて、実質的な資金拠出に関連した決定が伴なうということがなければ、戦略計画も IPBES も合意されないだろうと、複数の政府代表団が明言した。

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.